

## for Bizカード会員規約 （平成28年10月1日）FBM

＜**クレジットカード会員規約のご案内**＞
①本規約は、お客さまが株式会社オリエントコーポレーション(以下「オrico」という)の発行するクレジットカード(以下「カード」という)会員として、カードをご利用される場合の内容です。
②お客さまのお申込みされたカードの種類によって、特別なサービスや特約が付加されている場合があります。この場合は本規約とは別にご案内いたします。

### 第1章 クレジットカードの基本条項

**第1条(会員)**
（1）会員とは、本人会員とメンバー会員の両者を総称した者をいいます。（2）メンバー会員とは、本人会員が、本規約に基づくカード利用における一切の権限(以下「本代理権」という)を授与した会員で、オricoが入会を認めた会員をいいます。（3）本人会員は、メンバー会員に対する本代理権の授与の撤回、取消又は無効等の消滅事由がある場合は、オrico宛にその旨を届出るものとします。尚、本人会員は、この届出以前に本代理権が消滅したことを主張することはできません。（4）メンバー会員によるカードの利用に基づく支払義務は、本人会員が負うものとします。又、本人会員は、メンバー会員に対して本規約を遵守させるものとし、メンバー会員が本規約を遵守しなかったことによりオricoに生じた損害を賠償するものとします。（5）本人会員は、オricoがメンバーカードの利用内容、利用状況等を本人会員に対し通知することを予め承諾するものとします。

**第2条(契約の成立及びカードの貸与等)**
（1）契約成立等
①カードに係る基本契約は、会員が本規約を承認の上、オricoに申込みをし、オricoが所定の審査の上、承諾した時に成立するものとします。カードに係る基本契約の契約日は、オricoから会員に別途通知されます。
②個別のカードショッピングの利用契約は、カードショッピングの利用の都度各別に成立するものとします。（2）カードの有効期限はカード券面に表示します。尚、会員より脱会の入出がなく、一定のカードの利用がありオricoが引続き会員として認める場合は更新されますが、オricoが定める一定の期間カードの利用がない場合はオricoの判断により更新されないものとします。（3）カードの所有権はオricoに帰属し、オricoは、会員にカードを貸与します。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載された会員番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預け入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。（4）オricoが会員に貸与したカードの券面については変更する場合があります。

**第3条(カードの利用可能枠等)**
（1）会員は、以下の各号に定める制限額の範囲で、カードショッピングを利用することができるものとします。
①カードショッピング枠とは、カードのカードショッピングについて定められた利用可能枠をいい、オricoが会員にカードを交付するときに会員に通知されます。会員は、カードショッピング枠を超えてカードを利用することができません。
②カード利用可能枠とは、それぞれカード毎に設定された総利用制限額をいいます。会員は、カードショッピングの利用額について、カード利用可能枠を超えて利用することができません。
③総利用可能枠とは、会員がオricoのカードを複数枚保有する場合のその複数枚のカードの合計の利用制限額をいいます。総利用可能枠は、会員が保有する複数枚のカードのうち、最も金額が高いカードショッピング枠又はカードキャッシング枠が指定されるものとし、会員は、複数枚あるカードの総利用額について、総利用可能枠を超えて利用することができません。（2）会員はオricoの承諾なく第1項各号に定める利用可能枠を超えてカードを利用しないものとし、これを超えて利用した場合は、オricoの請求により、利用可能枠を超えた金額もしくは残債務全額を一括して支払うものとします。又、商品、別表記載の加盟店(以下「加盟店」という)によって、1回当たりのご利用額が制限される場合があります。（3）オricoは、その加盟する個人情報機関に登録された情報及びオricoとの間その他の取引の内容等を利用して、オrico所定の方法で、カード更新時及び随時、会員の信用調査を行い、カード利用可能枠の変更又はカードの機能の停止を行うことができるとし、これを超過するものとします。

**第4条(カードの機能)**
（1）会員は、カードを提示する方法や、カード番号その他の所定のカード情報を加盟店に通知する方法で、加盟店から商品を購入したり、サービスの提供(以下「商品の購入等」という)を受けること(以下「カードショッピング」という)ができます。（2）会員は、カードショッピング枠の現金化を目的として商品の購入等にカードショッピングを利用することはできません。

**第5条(事業者用カード)**
（1）カードは事業用途専用カードのため、他の用途に利用することはできないものとします。（2）会員は、本規約に基づく取引が割賦販売法の適用を受けないことを確認します。

**第6条(付帯サービス)**
（1）会員は、カードに付帯したサービス・特典(以下「付帯サービス」という)を利用することができ、会員が利用できる付帯サービス及びその内容については、別途オricoから会員に対し通知するものとします。（2）会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。（3）会員は、付帯サービスについて次のことを予め承諾するものとします。
①オricoが必要と認めた場合には、付帯サービス及びその内容を会員への予告又は通知なしに変更もしくは中止する場合がありますこと。
②付帯サービス及びその内容がオricoホームページ(http://www.orico.co.jp)に掲載される内容に従って随時変更もしくは中止されること。

**第7条(所有権)**
（1）会員は、カードを利用して購入した商品の所有権が、オricoが加盟店もしくはオricoの提携カード会社、金融機関等に立替払いし、又は債権を譲渡したことにより、加盟店からオricoに移転し、当該商品に係る債務の完済までオricoに留保されることを認めるものとします。（2）第1項の規定は、次の各号の何れかに該当する場合には、適用しないものとします。但し、会員による次の各号の行為が、原因取引上の本来の目的の範囲内である場合に限ります。
①会員が商品を第三者に売却した場合。
②商品が消耗品であるときに、会員がその商品の全部又は一部を消費した場合。

**第8条(カード年会費)**
会員は、カードショッピングサービスの維持に係る費用として、オricoに対して入会時に定められた年会費及びオricoから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。尚、カード年会費のみの請求の場合は会員への案内を省く場合があります。又、カード年会費は理由のいかにかわらず返還しないものとします。

**第9条(暗証番号)**
（1）会員はカードの暗証番号を設定するものとし、暗証番号に会員の生年月日、電話番号、住所、自動車登録番号、「0000」、「9999」等他人に容易に推測されるもの(以下「忌避番号」という)の使用を避けるものとします。（2）会員の届出た暗証番号が忌避番号であった場合や、カード入会申込み時に会員が暗証番号を指定しなかった場合、オricoが指定する暗証番号を登録する場合があります。（3）会員は、暗証番号(オricoからID番号やパスワードを付与された場合はこれを含む)を他人に知られないよう十分に注意して管理するものとします。（4）会員が忌避番号を利用したことにより生じた損害、及び会員の故意又は過失により暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害については会員の負担とします。

**第10条(反社会的勢力の排除)**
（1）会員は、会員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して、上記と認められる関係を有すること。
④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。（2）会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
①暴力的な要求行為。
②法外的な責任を超えた不当な要求行為。
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオricoの信用を毀損し、又はオricoの業務を妨害する行為。
⑤その他前各号に準ずる行為。（3）会員が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オricoは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止しもしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オricoに生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、会員は、会員に損害が生じたときでも、オricoに対し何らの請求をしないものとします。

### 第2章 お支払い

**第11条(ご返済方式・ご返済期日等)**
（1）カードショッピング(カードショッピングの分割支払金及び弁済金を総称して以下「返済金」という)
①ご返済方式は、1回払い、据置一括払い、据置二括払い、オricoが定める2回払い以上の回数指定分割払い及びリボルビング払いとし、会員がカードショッピングの利用の際に指定するものとします。但し、加盟店及び商品又はサービスにより利用できない返済方式があります。
②会員が支払月を指定することなく1回払いを指定したときは、ご利用日を含む月の翌月27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日、以下同じ。)が返済金のお支払日となります。
③会員が回数指定分割払い、リボルビング払いを指定したときは、利用日を含む月の翌月27日が第1回目の返済金のお支払日となり、以降毎月27日がお支払日となります。
④会員が据置一括払い又は据置二括払いを指定したときは、原則として、夏季は6月～8月、冬季は12月又は1月のうちから会員が指定した月の27日が返済金のお支払日となります。
⑤会員は、1回払い、据置一括払い又は据置二括払いを指定したご利用分について、オricoが別途定める日までに出申の上オricoが適当と認めた場合、リボルビング払いに変更することができます。この場合、包括信用購入あっせん手数料(以下「手数料」という)の計算及び毎月の返済金額等については、カードショッピングのご利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとします。
⑥電気、ガス、水道、電話その他の従量制料金のお支払いについてカードショッピングをご利用されたときは、加盟店が金額を確定した日としてオricoに通知した日ご利用日となります。
⑦事務上の都合により第1回目の支払開始が遅れることがあります。
⑧カードショッピングのリボルビング払いについては、当月末日までにご利用されたご利用代金残高について、お支払日まで発生した手数料を当該お支払日にお支払い頂きます。（2）会員がリボルビング払いの毎月の返済金額を設定する場合は、オrico所定の方法によりオricoに届出るものとし、オricoが承認した金額を毎月の返済金額とします。

**第12条(手数料その他の費用)**
（1）会員は、カードショッピングの利用元金に別表に定める方法で計算した手数料を加算した金額をオricoに支払うものとします。尚、手数料は、会員がご利用されたご利用単位毎に算出されます。（2）第1項に定めるほか、会員は次の費用を負担するものとします。
①支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)〔ご参考 コンビニエンスストア手数料 お支払額1万円未満64円(税込)、5万円未満108円(税込)、5万円以上324円(税込)〕(平成27年8月1日現在)
②オricoから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返済方法に応じて540円～864円(税込)。

**第13条(お支払方法・ご返済場所)**
（1）本規約に基づく会員のオricoに対する全てのお支払いは、会員が予め指定するオricoの認めた金融機関の預貯金口座から口座振替もしくは自動払込の方法によります。但し、これらの方法によるお支払いがない場合は、オricoの指定する預貯金口座への振込、オricoの指定するコンビニエンスストアの収納代行を利用したお支払いその他オricoの認める方法によりお支払い頂きます。（2）会員がコンビニエンスストアの収納代行を利用してお支払いしたときは、コンビニエンスストアが返済金を受領したことにより、オricoへの支払いがなされたものとします。

**第14条(繰上返済)**
（1）会員は、回数指定分割払い方式によるカードショッピングの残債務の全部について約定期日前の支払い(以下「繰上返済」という)を行う

ことができます。この場合、会員は、78分法又はこれに準ずる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうちオrico所定の割合による金額の払戻しをオricoに請求することができます。（2）会員は、リボルビング方式以外のカードショッピングの残債務の一部について繰上返済を行うことができます。（3）会員は、リボルビング方式によるカードショッピングの全部又は一部について繰上返済を行うことができます。この場合、会員は、残元金と返済日までの手数料をお支払い頂きます。（4）会員は、本条各項に定める繰上返済を行う場合、予めオricoにその旨を連絡し、オricoが指定する方法、内容に従って行うものとします。（5）会員がオricoに対する事前の連絡を怠って繰上返済を行った場合又はオricoが指定する方法、内容と異なった方法で繰上返済を行った場合、オricoが当該繰上返済について当初の約定日に支払ったものとして取扱う、又は当該繰上返済の全部もしくは一部についてオrico所定の方法により計算された超過支払額であるとして、これを会員に返金しても異議ないものとし、ます。

**第15条(支払債務の充当順位)**
（1）会員が本規約に基づき返済した返済金は、カードショッピングの利用分毎に返済方式に応じて、法定充当順位に準じたオricoの定める所定の方法により充当されるものとします。（2）会員の返済した金額が、本規約及びその他の契約に基づきオricoに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オricoの適当と認める順序、方法により何れかの債務に充当しても異議ないものとし、ます。

**第16条(キャンセル時の特約)**
会員が加盟店との間で商品の購入等に係る契約を解除又は合意解約等するに伴い、加盟店からカードショッピングの利用をキャンセル(解約)等する旨の通知を受けたときは、オricoは、オrico所定の方法にて処理することができるものとします。この場合、会員がオricoに返済したカードショッピングの返済金について、オricoは、会員からの特段の入出がない限り、前条に準じて処理することができるものとし、ます。

**第17条(遅延損害金)**
会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、会員はオricoに対し別表記載の内容で計算した遅延損害金を支払うものとします。
**第18条(期限の利益の喪失)**
（1）会員が次の何れかに該当したときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオricoに対し負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。
①本規約に基づく債務の支払いを1回でも遅滞したとき。
②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
③強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。
④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。
⑤債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。
⑥会員が商品(権利も含む)の質入れ、譲渡、賃貸その他オricoの所有権を侵害するような行為をしたとき。（2）会員が、次の何れかの事由に該当したときは、オricoの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオricoに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。
①本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。
②失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。
③第10条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

### 第3章 勧誘の承諾等

**第19条(貸付の契約等に係る勧誘の承諾)**
会員は、オricoが会員に対して「個人情報」の取扱いに関する条項」で承諾した内容に関し、勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が、当該勧誘の全部又は一部について承諾しないとき、又は承諾を取消すときは、オricoに対し勧誘の停止を求めることができるものとします。

### 第4章 紛議の解決等

**第20条(紛議の解決)**
会員は、商品の未納や役務の未提供、商品の欠陥その他加盟店に対して生じている事由があってもオricoに対する支払いを停止することはできません。

### 第5章 会員資格の喪失

**第21条(脱会)**
会員がその都合により脱会するときは、オrico宛その旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。

**第22条(会員資格の喪失等)**
（1）会員が、以下の各号に定める何れかに該当したときは、オricoは、会員に通知することなくカードの利用を停止し、又は会員資格を喪失させることができます。これららの措置とともに、加盟店に対し当該カードの無効を通知することがあります。
①オricoに対して虚偽の申告をした場合。
②本規約の何れかに違反した場合。
③本規約に基づく支払債務その他オricoに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。
④期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。
⑤オricoもしくは個人情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとおricoが判断した場合。
⑥第三者による利用、換金を目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとおricoが判断した場合。
⑦国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。
⑧オricoが前号にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オricoが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。
⑨会員への通知、連絡が不能とおricoが判断した場合。
⑩届出た法人の代表権者でなくなった場合。
⑪その他オricoが会員として不相当と判断した場合。
⑫法人が法人口座からの代金の引落しを拒絶した場合。（2）会員がオricoの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオricoが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

**第23条(会員資格喪失時のカードの取扱い等)**
（1）会員が会員資格を喪失し(脱会の場合はその届出を行ったとき)、オrico又はオricoの委託を受けた者からカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。会員が適切に返却又は破棄しなかったことにより、オricoに生じた責任は会員が負担するものとします。（2）会員資格喪失をもって、カードを利用して提供されるサービス及び会員資格に基づいて提供されるサービスは終了するものとします。

### 第6章 カードの紛失・盗難時の取扱い

**第24条(通知)**
（1）会員は、貸与されたカードに関し、以下の各号の何れかの事由(以下「カード事故」という)を知ったときは、直ちにオricoにその旨を通知の上、最寄りの警察署にその旨を届出るものとします。
①カードを紛失し、又は盗難、詐欺もしくは横領にあったこと、又はカードを利用して不正な取引が行われたこと。
②第三者にカード番号、暗証番号、その他オricoから付与されたカードに係るID番号等を不正に取得され、又はこれらのデータを利用して不正な取引が行われたこと。
③偽造カードが作成され、又は利用されたこと。（2）会員は、オricoがカード事故の調査をするために必要と認めたときは、カード事故に関する資料等(被害状況等に記載した報告書、警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等)の提出及びオrico又はオricoの委託を受けた者による被害状況等の調査に関する協力をするものとします。

**第25条(免責)**
会員は以下の範囲のカードの利用代金の支払債務について、支払義務を負わないものとします。
①第24条第1項第1号、第2号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金についてはその通知日の60日前以降の利用分。
②第24条第1項第3号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金。

**第26条(免責されない損害)**
第25条の定めにもかかわらず、カード事故について以下の各号の何れかに該当する場合、会員は、当該利用代金についてオricoに対し支払いの責任を負うものとします。
①カード事故が会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
②会員がカード事故の事実を認識しながら、オricoへの通知を怠ったとき、もしくはその通知を正当な理由なく遅延したとき。
③カード事故が会員の家族、同居人、留守人の不正行為に起因するものであるとき。
④カード事故が戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされたものであるとき。
⑤カード事故がカードを他人に譲渡、貸与又は担保差入れたこと、並びにカード情報を他人に提供したことによって生じたものであるとき。
⑥第24条第1項第1号、第2号に定めるカード事故による不正な利用が、会員のオricoへのカード事故の通知日から起算して61日以前に生じたものであるとき。
⑦会員がカード事故の調査をするためにオricoが必要と認めた資料等の提出をしなかったとき、もしくは必要な調査に対する協力をしなかったとき。
⑧会員がカード事故に関し虚偽の説明をしたとき。
⑨カード事故が会員の本規約に違反する状況で行われたとき。

### 第7章 雑則

**第27条(カードの再発行)**
（1）カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、暗証番号変更等が生じた場合、会員は、オricoに対し再発行を請求することができるものとし、オricoが承認したときにカードは再発行されるものとします。（2）前項の場合、会員は、オrico所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

**第28条(届出事項の変更・調査)**
（1）会員が届出た法人の代表権者でなくなった場合は、直ちにオricoに届出るものとします。（2）会員は、オricoに届出た住所、氏名、電話番号、勤務先、業種、職種、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定の届出書によりオricoに通知するものとします。又、会員に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオricoに通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は会員の負担となります。（3）会員は、第2項の住所、氏名の変更の通知を怠ったことにより、オricoからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オricoが通常到達すべき時に到達したもののみならずこれに異議ないものとします。但し、第2項の住所、氏名の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。（4）会員は、その財産、収入、信用等をオrico又はオricoの委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

**第29条(日本国外の利用代金の円への換算)**
会員の日本国外におけるカード利用による代金は、所定の売上票又は伝票記載の外貨額をオrico及び提携機関所定の時期、方法により邦貨へ換算の上、国内でのカード利用代金と同様の方法でお支払い頂くものとします。

**第30条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)**
日本国外でカードを利用する場合、外国為替及び外国貿易管理に関する法令等による必要が生じた場合は、オricoの求めに応じ必要書類を提出するものとし、又、外国でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

**第31条(債権譲渡)**
会員は、オricoが本規約に基づく債権及び権利を、オricoの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オricoホームページ](http://www.orico.co.jp)に)掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オricoが譲渡した債権を譲受人から再び譲受けること、並びにオricoが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

**第32条(合意管轄裁判所)**
会員は、本規約について紛議が生じた場合、訴訟のいかににかかわらず、会員の住所地、購入地及びオricoの本社、各支店、センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

**第33条(規約の変更)**
オricoが予め会員に一定期間の猶予期間を設けて変更内容を知したときは、当該期間の経過をもって規約変更の効力が生じるものとします。

**第34条(準拠法)**
会員とオricoとの諸契約に関する準拠法は全て日本法とします。

